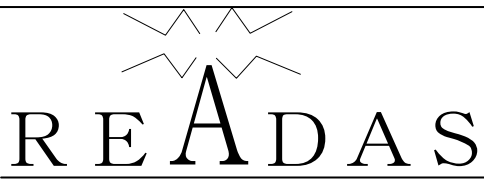


第 4772 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月17日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

定期借地権設定時の前払賃料に充てるための補助金

Q：当社は、さきごろ一般定期借地権契約を結びました。賃料の80か月分を前払い（賃料一時金）しますが、同額が地方公共団体から補助金（一時金補助金）が交付されます。契約を中途解約した場合は、期間に応じていずれも精算することとなっています。この一時金の取扱いはどうなりますか？

A：いったん、前払金、前受金で計上し、期間の経過に応じて損金又は益金に計上します。

【解説】

さきごろ、国税庁に同様の問い合わせがありが次のような回答が出されています。

①賃料一時金

賃料一時金は、すでに国税庁から「定期借地権の賃料の一部又は全部を前払いとして一括して授受した場合における税務上の取扱いについて」により、その取扱いが明らかにされています。それによりますと、賃料一時金の全額をいったん前払金として資産に計上した上で、前払期間の経過に応じて前払金を取り崩し、損金の額に算入することになります。

②一時金補助金

一時金補助金の交付目的は賃料一時金の充当で、契約解除となった場合は未経過前払期間に対応する部分を返還しなければならないものですから、受領時においていったん全額を前受金として負債に計上した上で、前払の期間の経過に応じて前受金を取り崩し、益金の額に算入することとなります。

